

消費生活講座実施要領

(趣旨)

1 この要領は、安心して安全な生活を実現するために自主的、合理的に行動する「自立した消費者」の育成を目的として、埼玉県消費生活支援センター(以下「センター」という。)が消費者啓発事業として実施する、消費生活に関する講座又は講演会等(以下「消費生活講座」という。)について必要な事項を定める。

(実施区分及び対象)

2 消費生活講座の実施区分は別表に掲げるとおりとする。

(連携)

3 センターは、地域の特性及び現状等を考慮した、効率的、効果的な普及啓発を行うため、必要に応じて県内の市町村、市町村関係機関及び消費者団体等(以下「市町村等」という。)が企画する消費生活講座を、市町村等と連携を図り実施することができる。

(費用負担)

4 センターは、消費生活講座を他の団体と連携して実施するときは、予算の範囲内において講師の謝金及びその交通費の二分の一を限度として負担することができる。

ただし、センター所長が特に必要と認める場合は、市町村等の間の均衡を考慮した上で、二分の一を超えて費用を負担することができる。

(その他)

5 この要領で定めるもののほか、消費生活講座の実施に関して必要な事項はセンター所長が別に定める。

附則

(施行期日)

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

消費生活講座実施区分表

講座区分		内容・対象
消費者講座	初級編	悪質商法などの消費者トラブル、金融・経済、衣食住等、消費生活に関する基礎的な知識の習得を目的とする講座 消費者一般
	上級編	消費生活に関してより高い知識の習得を目的とする講座 地域社会において様々な活動を行っている者又は行おうとしている者で消費生活に関する啓発を担える者
対象別講座	若年者	特に被害に遭いやすい若年者層の消費者被害の未然防止、拡大防止を図るため、消費生活に関する基礎的な知識の習得を目的とする講座 20歳代以下の消費者及び若年者に関わる者
	教職員	学校等における消費者教育の充実を図るため、授業や生活指導に役立つ知識の習得を目的とする講座 学校教育関係者
	中高年者	特に被害に遭いやすい中高年者層の消費者被害の未然防止、拡大防止を図るため、消費生活に関する基礎的な知識の習得を目的とする講座 概ね45歳以上の消費者及び高齢者の周囲にいる者
金融に関する講演会		金融に関するトラブル防止及び安心できる生活設計のための知識の習得を目的とする講演会 消費者一般
その他		必要に応じた講師の派遣・紹介・あっせん